

論点に関する検討課題等

「3 再審請求審における裁判官の除斥・忌避」について

第3 再審請求審における裁判官の除斥・忌避

○ 再審請求審における裁判官の除斥・忌避に関する規律を設けるか

[検討課題]

(1) 通常審に関与した裁判官を再審請求審・再審公判から除斥することについて

ア 規律を設けることの必要性

- 通常審に関与した裁判官を再審請求審・再審公判から除斥する規律を設けることの必要性について、どのように考えるか。

イ 規律を設けることの相当性

- 通常審と再審請求審とでは、審判対象等に質的な差異があるため、通常審に関与した裁判官が再審請求審・再審公判に関与することとなっても予断の問題は生じないとの指摘について、どのように考えるか。
- 通常審に関与した裁判官が再審請求審に関与することとなっても除斥されないとした最高裁判例や、民事訴訟における除斥制度との整合性について、どのように考えるか。

ウ 実務上の運用可能性

規律を設けると、裁判所の人的体制上、再審請求事件への対応が困難となるとの指摘について、どのように考えるか。

(2) 再審請求審に関与した裁判官を後の再審請求審・再審公判から除斥することについて

ア 規律を設けることの必要性

- 再審請求審に関与した裁判官を後の再審請求審・再審公判から除斥する規律を設けることの必要性について、どのように考えるか。

イ 規律を設けることの相当性

- 累次の再審請求審は相互に前審・後審の関係にない上、同一の理由によって更に再審の請求をすることはできないため、再審請求審に関与した裁判官が後の再審請求審に関与することとなっても予断の問題は生じないとの指摘について、どのように考えるか。
- 再審請求審に関与した裁判官が後の再審請求審に関与することとなっても除斥されないとした最高裁判例との整合性について、どのように考えるか。

ウ 実務上の運用可能性

上記(1)ウの検討課題と同じ。

(3) その他